設 備 工 事 成 績 採 点 基 準

○ 指示･注意･警告などの行為については、書面で行い、その写しを保管するものとする。(監督員)
○ 確認項目は、対象となる項目のみで評価する。
○ 確認比率(%)による判定については、次による。
　･当該確認項目(対象評価数)は、対象外の項目は削除する。
　･判定の比率(%)は、対象外の項目の削除後の数を母数として比率計算する。
　･削除後の評価数が2項目以下の場合は、C評価とする。

A. 監督員の確認評価

『 1-2 配置技術者 』　　(監督員)

項目		判定		判定基準(現場代理人･主任技術者(監理技術者)の能力) 実施状況	判定基準(現場代理人･主任技術者(監理技術者)の能力) 確認事項	確認事項判定 実施個数	確認事項判定 確認個数
施工体制	配置技術者	a	4.0	適正な配置により、工事の進捗に努めた。(右記項目が90%以上確認できる。)	□①労働者に対する建退共制度の指導がよく行き届いている。		
					□②現場代理人として、工事全体の把握ができている。		
		b	3.0	概ね適正な配置により工事の進捗に努めた。(右記項目が80%以上確認できる。)	□③現場代理人が常駐しており、監督員との連絡調整及び対応がよく誠実である。		
					□④現場代理人が当該工事について経験十分なものである。		
		c	2.0	技術者の配置が普通であった。(右記項目が60%以上確認できる。)	□⑤契約書、設計図書、指針等をよく理解し、現場に反映して工事を行っている。		
					□⑥設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。		
		d	1.0	技術者の配置にやや不備があった。(右記項目が60%未満しか確認できない。または技術者が適正に配置されていない等があり、監督員が口頭による改善指示を行った。)	□⑦工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。		
					□⑧作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。		
					□⑨部下や下請けの施工体系、施工状況をよく把握している。		
		e	0	技術者の配置に不備があった。(技術者が適正に配置されていない等があり､監督員からの文書による改善指示に従わなかった。)	□⑩主任技術者または監理技術者は、当該工事について経験十分な者を選任して配置している。また、対応がよく誠実である。		
					□⑪システム設計技術者として経験十分な者を選任している。		
					□⑫システム設計技術者が協議に出席している。		
					□⑬工期中、システム設計技術者が変更されていない。		
					□⑭工場製品検査に主任(監理)技術者が出席している。		
					□⑮その他		
評点				確認事項集計(%)		0	0

『 2-1 施工管理 』

項目		判定		判定基準 (施工計画及び工事打ち合わせ簿等書類と実施状況の適否)		確認事項判定	
				施工管理状況	確認事項	実施個数	確認個数
施工状況	施工管理	a	4.0	施工管理が適切である。(右記項目が90%以上確認できる。)	□①施工計画に必要な内容が記載されている。		
					□②承諾図書等提出し、適宜打ち合わせを行い、誠実に施工されている。		
		b	3.0	施工管理が適切である。(右記項目が80%以上確認できる。)	□③提出書類は遅れることなく適時に提出されている。 (承諾時における計算書等含む)		
					□④設計図書の照査を行い施工されている。		
		c	2.0	施工管理が普通である。 (右記項目が60%以上確認できる。)	□⑤施工計画書と現場施工方法が一致している。		
					□⑥施工計画書と現場の施工体系が一致している。		
					□⑦施工計画の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。		
		d	1.0	施工管理が若干劣る。 (右記項目が60%未満しか確認できない。)	□⑧工事材料の使用及び調達計画が十分に管理されている。		
					□⑨品質保証のため対策が見られる。		
		e	0	施工管理が劣る。 (設計図書と適合しない個所があり、文書による改造請求を行った。または定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。または契約図書に基づく施工上の義務につき、監督員から文書による指示を行った。)	□⑩日常の出来形管理が適時、的確に行われている。		
					□⑪日常の品質管理が適時、的確に行われている。		
					□⑫出来形書類、品質管理書類が分かりやすくまとめられており、材料証明、品質保証、試験成績書や試運転記録がそろっている。		
					□⑬事前の調査、測量等が十分になされており、施工がスムーズに行われている。		
					□⑭材料確認･段階確認を事前に行ったうえデータをまとめ、立会確認手続きが事前になされている。		
					□⑮現場での材料確認･段階確認等が適切に行われている。		
					□⑯工事関係書類は正確に作成されており、該当するものはすべて提出されている。		
					□⑰現場のイメージアップに積極的に取り組んでいる。		
					□⑱リサイクル、産廃等の取り組みが適切になされて。いる		
					□⑲工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。		
					□⑳工事目的物に対して、火災保険又は組立保険が適正に加入されている。		
					□21 搬入にあたっては、事前に搬入時期、搬入場所、隣接工事との調整を十分に行っている。		
					□22 施工手順、不可視部分等、ポイントをとらえた写真撮影を行い、適切に整理されている。		
					□23 緊急時の連絡体系は、末端まで確実に連絡が取れるようになっている。		
					□24 試運転において、事前の調整が十分になされており、トラブルや手直しが少ない。		
					□25 仮設材料等の準備、後片付けが良好である。		
					□26 その他		
評点				確認事項集計(%)		0	0

『 2-2 工程管理 』

項目		判定		判定基準 (工程管理に対する取組の適否) 工程管理状況	確認事項	確認事項判定 実施個数	確認個数
施工状況	工程管理	a	4.0	工程管理が優れている。(右記項目が90%以上確認できる。)	□①工事の管理について適宜見直しをかけ、調整し工程管理を行っている。 □②時間制限、片側通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。 □③条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 □④休日の確保(週休2日制を含む)を行っている。 □⑤工程表の内容が検討され充実している。 □⑥夜間や休日等の作業が少なく、余裕をもって工期前に完成した。 □⑦「施工プロセス」チェックで指摘事項がない。 □⑧本社、支店等の技術的支援が適正である。 □⑨その他		
		b	3.0	工程管理はほぼ適切である。(右記項目が80%以上確認できる。)			
		c	2.0	工程管理は普通である。(右記項目が60%以上確認できる。)			
		d	1.0	工程管理がやや不備である。(右記項目が60%未満しか確認できない。または、自主的な工程管理がなされず、監督員から文書による指示を行った。)			
		e	0	工程管理が不備であり、請負者の責任により工期内に工事を完成させなかった。			
評点				確認事項集計(%)		0	0

『 2-3 安全対策 』 (監督員)

項目		判定		判定基準 [安全対策の適否 (・労務災害 ・仮設保安設備 ・安全衛生教育 ・安全パトロール ・公衆災害等の関係法令)] 安全対策の実施状況	確認事項	確認事項判定 実施個数	確認個数
施工状況	安全対策	a	4.0	安全対策が優れている。(右記項目が90%以上確認できる。)	□①災害防止(工事安全)協議会を実施し、1回／月以上活動し記録が整備されている。 □②店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 □③各種安全パトロールで指摘を受けた事がない。または受けた事項について、速やかに改善を図り、是正報告されている。 □④安全教育・訓練等を4時間／月以上実施し、記録が整備されている。 □⑤安全巡視、ツールボックスミーティング・危険予知活動等を実施し記録が整備されている。 □⑥新規入場者の教育を実施し、記録が整備されている。 □⑦安全管理ついて徹底して行っている。 □⑧過積載防止に積極的に取り組んでいる。 □⑨使用機械、車両等の点検等管理が行き届いている。 □⑩保安施設や足場などの管理が行き届いている。 □⑪現場の保安施設等の整備・設置・管理が的確で整備が行き届いている。 □⑫作業所周辺の整理整頓を行い、安全を確認している。 □⑬マンホール、暗渠等、環境の悪い場所への出入者のチェックが十分になされている。 □⑭非常時を想定した訓練等を実施し、安全管理を行っている。 □⑮その他		
		b	3.0	安全対策をほぼ適切に行っている。(右記項目が80%以上確認できる。)			
		c	2.0	安全対策が普通である。(右記項目が60%以上確認できる。)			
		d	1.0	安全対策がやや不備である。(右記項目が60%未満しか確認できない。または安全管理に対する現場管理または防災体制が不適切であり、監督員から文書による指示を行った。			
		e	0	安全対策が不備である。(安全対策の不備により、重大な災害、事故等を受けた。)			
評点				確認事項集計(%)		0	0

『 2-4 対外関係 』 (監督員)

項目		判定		判定基準 [現地対策の適否 (工事現場周辺の環境等に対する取組)]		確認事項判定 実施個数	確認個数
				取組状況	確認事項		
施工状況	対外関係	a b	3.0	対外関係がほぼ適切である。(右記項目が80%以上確認できる。)	□①関係官庁等の関係機関と調整しトラブルの発生がない。 □②地元との適切な調整を行った。 □③苦情に対して的確に対応し、良好な対外関係であった。 □④積極的に地元対策を実施し、第三者からの苦情もなかった。また苦情によるトラブルが少なかった □⑤関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。 □⑥関係機関への申請書類の整備状況がよい。 □⑦その他		
		c	2.0	対外関係が適切である。(右記項目が60%以上確認できる。)			
		d e	1.0	対外関係に不備があり、右記内容は60%未満である。 または下記に該当する項目がある。 ・請負者の対応による苦情が多く、また対応が悪いため、トラブルが生じた。 ・関連法令に違反する恐れがあったため監督職員から文書による指示を行った。 ・関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。			
評点				確認事項集計(%)		0	0

『 3-1 出来形 』 (監督員)

項目		判定		判定基準 (延長・幅員・基準高・構造物の形状寸法並びに性能諸元の適否)		確認事項判定 実施個数	確認個数
				管理状況	確認事項		
出来形及び出来ばえ	出来形	a	7.0	出来形管理が適切である。(該当項目が90%以上確認できる。)	□①出来形管理図及び出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 □②出来形管理測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。 □③自社管理基準を設定し管理している。 □④写真管理基準の管理項目を満足している。 □⑤記録簿の整理整頓ができている。 □⑥出来形の確認に関する根拠資料が見やすく、的確に作成されている。 □⑦製品の性能、寸法の設計値に対する実測値が許容範囲を十分に満足している。 □⑧製品の性能、機能において、実測値が設計値を十分に満足している。 □⑨その他		
		b	6.0	出来形管理がほぼ適切である。(該当項目が80%以上確認できる。)			
		c	5.0	出来形管理が普通である。(該当項目が60%以上確認できる。)			
		d	4.0	出来形管理がやや不備である。(該当項目が60%未満しか確認できない。または監督員が文書で改善指示を行った。)			
		e	3.0	出来形管理が不備である。(規格値を越えるものがあり、契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。)			
評点				確認事項集計(%)		0	0

『 3-2 品　質 』　　(監督員)

項目		判定		判定基準 (施工材料及び材質等品質管理の適否) 品質管理状況	備考
出来形及び出来ばえ	品質	a	5.0	品質管理が適切である。(該当項目が90%以上確認できる。)	
		b	4.0	品質管理が適切である。(該当項目が80%以上確認できる。)	
		c	3.0	品質管理が普通である。(該当項目が60%以上確認できる。)	
		d	2.0	品質管理がやや不備である。(該当項目が60%未満しか確認できない。または監督員による文書での改善指示を行った)	
		e	1.0	品質管理が不備である。(契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。)	
評点				確認事項集計(%)	

(注1) 確認事項については、別紙監督員の品質管理確認チェックリストを参照して評定する。

品質管理確認チェックリスト (監督員の評価調査表)

・本調査票は、検査の際、検査員に提出する。

(設備工事)

工種	確認事項		確認事項判定 実施個数	確認個数
設備工事	監督確認	□①品質や性能確保のための製作・着工着手前の容量、構造、強度計算等の技術検討が十分実施され、内容が確認できる。		
		□②材料、部品等の品質、性能がミルシート、成績書等で確認でき、仕様書を満足している。		
		□③溶接、塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく外観も良好である。		
		□④機器の機能、性能管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。機器の品質、機能、性能が成績書等で確認でき、仕様書を満足している。		
		□⑤操作制御関係で、所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき満足している。		
		□⑥設備の総合機能が設計図書のとおり確保され、総合試運転等で内容が確認でき、満足している。		
		□⑦関連工事との仕様の確認、調整が十分に行われている。		
		□⑧その他		
その他工事	監督確認	□①その他 1つの工事中に機械電気設備工事以外の工種を含む場合、別途土木・建築工事品質管理チェックリスト(監督員の評価調査表)より必要な確認事項を選定して確認する。		
確認計	a 確認対象項目数 (　　) b 確認項目数 (　　) b／a × 100 ＝　　%		0	0

B．係長の検査

『 1-1 施工体制一般 』　　(係 長)

項目		判定		判定基準 (施工体制一般の適否)		確認事項判定	
				施工体制状況	確認事項	実施個数	確認個数
施工体制	施工体制一般	a	4.0	施工体制が適切である。(右記項目が90%以上確認できる。)	□①施工体制台帳、施工体系図が整備されている。 □②施工計画書と現場の施工体制が一致している。 □③作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。 □④工事カルテの登録が期限内に行われている。 □⑤品質証明員、資格が確立されている。 □⑥建退共制度の運用が適切である。 □⑦主要機器製作内容が公募申請時と同一である。 □⑧労災成立証明書が提出され、現場に掲示されている。 □⑨下請けとの契約関係が明確に行われて、契約書が交わされている。 □⑩指示事項が末端の下請業者まで徹底されている。 □⑪契約上の所定の手続きが期限内に提出されている。 □⑫下請けの技術者経歴書が提出されている。 □⑬その他		
		b	3.0	施工体制がほぼ適切である。(右記項目が80%以上確認できる。)			
		c	2.0	他の項目に該当しない。(右記項目が60%以上確認できる。)			
		d	1.0	施工体制がやや不備である。(右記項目が60%未満しか確認できない。または不備があったが口頭指示により是正した。)			
		e	0	施工体制が不備である。(監督員からの文書による改善指示に従わなかった。)			
評 点				確認事項集計(%)		0	0

『 2-2 工程管理 』　　(係 長)

項目		判定		判定基準 (工程管理に対する取組の適否)		確認事項判定
				工程管理状況	確認事項	
施工状況	工程管理	a	6.0	工程管理が優れており、右記確認事項が4項目以上該当する。	□①災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で工期内に完成させた。 □②隣接する他の工事との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 □③地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 □④代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。 □⑤配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 □⑥その他	
		b	5.0	工程管理が優れており、右記確認事項が3項目以上該当する。		
		c	4.0	工程管理は適切であり、右記確認事項が2項目以上該当する。		
		d	3.0	工程管理にやや不備があり、右記確認事項が2項目未満である。		
		e	1.0	工程管理が不備であり、工事に支障を来たした。		
評 点				確認事項集計		0

『 2-3 安全対策 』 (係 長)

項目		判定		判定基準 [安全対策の適否 (・労務災害 ・仮設保安設備 ・安全衛生教育 ・安全パトロール ・公衆災害等の関係法令)]		確認事項判定 実施個数	確認個数
				安全対策の実施状況	確認事項		
施工状況	安全対策	a	6.0	安全対策が優れている。(右記項目が90%以上確認できる。)	□①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 □②安全衛生管理体制を確立し、積極的に取り組んでいる。 □③安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。 □④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 □⑤安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。 □⑥安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。 □⑦その他		
		b	5.0	安全対策をほぼ適切に行っている。(右記項目が80%以上確認できる。)			
		c	4.0	安全対策が普通である。(右記項目が60%以上確認できる。)			
		d	2.0	安全対策がやや不備である。(右記項目が60%未満しか確認できない。または安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であり、監督員から文書による指示を行った。)			
		e	1.0	安全対策が不備である。(安全対策の不備により、重大な災害等を受けた。)			
評点				確認事項集計(%)		0	0

『 2-5 施工計画 』 (係 長)

項目		判定		判定基準 (施工計画及び工事打ち合わせ簿等の書類の適否)		確認事項判定 実施個数	確認個数
				施工計画の整備状況等	確認事項		
施工状況	施工計画	a	5.0	施工計画等が優れている。(右記項目が90%以上確認できる。)	□①設計図書の照査を行い施工されている。 □②施工計画書と現場の施工体制が一致している。 □③リサイクル、産廃の取り組みが適切になされている。 □④計画内容に変更が生じた場合、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出している。 □⑤施工計画書と現場施工方法が一致している。 □⑥施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。 (例)・現場発生品(産業廃棄物・有価物)の適正な処分計画 ・末端まで連絡が確実な緊急時連絡体制 ・効率的な施工方法の計画、工夫 ・現場にあった計画書 ・理解しやすいなどの工夫 □⑦工事目的物に対して火災保険または組立保険が適正に加入されている。 □⑧承諾図書等を提出し、適時打ち合わせを行い、誠実に施工されている。 □⑨段階確認、材料確認等が適切に行われている。 □⑩仕様変更、材料変更等の変更事項について良く協議されその記録の整理もよくできている。 □⑪現場の後片付け・清掃が行われゴミ等が散乱していない。 □⑫その他		
		b	4.0	施工計画等が適切てある。(右記項目が80%以上確認できる。)			
		c	3.0	施工計画等が普通程度である。(右記項目が60%以上確認できる。)			
		d	2.0	施工計画等が若干劣る。(右記項目が60%未満しか確認できない。)			
		e	1.0	施工計画等が全く整備されていない。			
評点				確認事項集計(%)		0	0

『 4-1 地域への貢献等 』　　(係 長)

項目		判定		判定基準 (工事施工に伴う地域社会や住民に対する配慮への取り組み等)		確認事項判定
				地域への貢献状況	確認事項	
社会性	地域への貢献等	a b	3.0	貢献度が優れており、右記項目の3項目以上確認できる。	□①河川等の環境保全を具体的に実施した。 □②公園等の公共施設及び周辺地域等の環境保全、貴 重種等の動物･植物への保護等を具体的に対策した。 □③現場事務所や作業場の環境を周辺地域等との景観にあわせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 (現場周辺及び工事進入路の清掃等を含む) □④定期的に広報誌や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 □⑤月1回以上､積極的にボランティア活動等に参加し、地域に貢献した。 □⑥災害時に地域への援助･救援活動に積極的に協力した。 □⑦その他	
		c	2.0	貢献度はあるが､右記項目は、1～2項目が確認できる。		
		d e	1.0	貢献度はない。		
評 点				確認事項集計		0

『 6-1 法令遵守等の補正 』　　(係 長)

項目		減点基準	判定
法令遵守等	法令遵守等の補正	別紙項目の内容が指名停止3ケ月以上の処分に該当する場合	-10
		別紙項目の内容が指名停止2ケ月以上3ケ月未満の処分に該当する場合	-8
		別紙項目の内容が指名停止1ケ月以上2ケ月未満の処分に該当する場合	-6
		別紙項目の内容が指名停止2週間以上2ケ月未満の処分に該当する場合	-4
		別紙項目の内容が担当者から文書で注意されたが、是正しなかった場合	
		別紙項目の内容を担当者から口頭注意されたが、是正しなかった場合	
		その他、法令遵守等に違反し、監督員の文書による改善指示にも是正しなかった場合 (運搬･廃棄物処理等)	
		工事関係者事故または公衆災害が' 発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分に該当しない場合	
上記項目に該当しない場合			± 0点

注. 確認事項については、別紙法令遵守等確認リストにより行う。

法 令 遵 守 等 確 認 リ ス ト （係長）

＊下記処分の期間については、高槻市建設工事請負業者指名停止基準に準ずるものとする。		該当項目	停止期間
□ (1)	届け入れした配置技術者を正当な理由なしに配置しなかった。		
□ (2)	届け入れした工事実績等が虚偽であった事実が判明した。		
□ (3)	建設業法に違反する一括下請けに該当する事実が判明した。		
□ (4)	監督員からの文書による改善指示に従わなかった。		
□ (5)	入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し送検された。		
□ (6)	承諾なしに権利義務等の第三者譲渡又は継承を行った。		
□ (7)	契約図書に基づく施工上の義務を怠ったことにより、発注者に損害を与えた。		
□ (8)	労働基準法等に違反する使用人等の管理に関する事実が判明し、送検等された。		
□ (9)	施工体制台帳､施工体系図が不備で､監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。		
□(10)	契約書第12条（工事関係者に関する措置請求）に基づく処置請求に従わなかった。		
□(11)	現場代理人が工事現場に常駐していないため、文書により改善勧告を行ったが、これに従わなかった。		
□(12)	主任（監理）技術者等が専任していないため、文書により改善勧告を行ったがこれに従わなかった。		
□(13)	契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正行為を行った。		
□(14)	監督又は検査の実施に当たり、職務執行を妨げた。		
□(15)	正当な理由がなく、契約を履行しなかった。		
□(16)	正当な理由がなく、契約書第17条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）に基づく改善請求又は破壊検査に従わない。		
□(17)	施工上の理由により、契約書第４３条（公共工事履行保険証書による保険の請求）１号から４号までに基づく契約の解除を行った。		
□(18)	工期的理由により、契約書第44条（甲の解除権）第１項に基づく契約の解除を行った。		
□(19)	過積載等の道路交通法違反の事実が判明し、逮捕又は送検された。		
□(20)	安全管理の措置が不適切であったために、死亡若しくは負傷者を生じさせた。		
□(21)	産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法等に違反する無許可採取等関連法規に違反する事実が判明した場合。		
□(22)	関連工事の調整に関して、発注者の調整に従わないため、発注者に損害を与えた。		
□(23)	契約書第31条第２項（検査及び引渡）に基づく不合格通知に該当するもの。		
□(24)	破壊検査の結果、不正が見つかった。		
□(25)	当該工事関係者が増収賄等により逮捕又は控訴された。		
□(26)	その他		
合　計	指名停止合計月数（　　ケ月） 0	0	0

※その他

①当該担当係長は、上記の評定を行う他、監督員から提出された確認事項を調査し、様式－５の工事検査調書により評定を行う。

②請負業者から工事の難易度等の実施状況について申し出でがあった場合、これらについて、別表－１から別表－３の該当する様式により審査して、検査員に提出するものとする。

C. 検査員の検査

『 2-5 施工計画 』 (検査員)

項目		判定		判定基準 (施工計画及び工事打ち合わせ簿等の書類の適否)		確認事項判定 実施個数	確認個数
				施工計画の整備状況等	確認事項		
施工状況	施工計画	a	11.0	施工計画等が優れている。(右記項目が90%以上確認できる。)	□①設計図書の照査を行い施工されている。 □②工事材料の資料整理及び確認がなされている。 □③品質確保のための対策及び施工に関する独自工夫が見られる。 □④建退共の証紙が適切に配布され管理されている。 □⑤施工手順、不可視部分等、ポイントをとらえた写真撮影を行い、適切に整理されている。 □⑥工事記録の整備が適時､的確になされている。 □⑦作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。 □⑧施工体制台帳、施工体系図が整備されている。 □⑨品質証明体制が確立され､有効に機能している。 □⑩工事関係書類及び資料整理がよい。 □⑪施工にあたって他工事との協議、取り合いがなされており記録もよく整理されている。 □⑫その他		
		b	10.0	施工計画等が適切てある。(右記項目が80%以上確認できる。)			
		c	9.0	施工計画等が普通程度である。(右記項目が60%以上確認できる。)			
		d	7.0	施工計画等が若干劣る。(右記項目が60%未満しか確認できない。)			
		e	6.0	施工計画等が全く整備されていない。			
評点				確認事項集計(%)		0	0

『 3-1 出 来 形 』 (検査員)

項目		判定		判定基準 (延長･幅員･基準高･構造物の形状寸法並びに性能諸元の適否)		確認事項判定 実施個数	確認個数
				管理状況	確認事項		
出来形及び出来ばえ	出来形	a	11.0	出来形管理が適切である。(該当項目が90%以上確認できる。)	□①出来形管理図及び出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 □②出来形管理測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。 □③自社管理基準を設定し､管理している。 □④写真管理基準の管理項目を満足している。 □⑤記録簿の整理整頓ができている。 □⑥出来形の確認に関する根拠資料が見やすく、的確に作成されている。 □⑦製品の性能、寸法の設計値に対する実測値が許容範囲を十分に満足している。 □⑧製品の性能、機能において、実測値が設計値を十分に満足している。 □⑨その他		
		b	10.0	出来形管理がほぼ適切である。(該当項目が80%以上確認できる。)			
		c	9.0	出来形管理が普通である。(該当項目が60%以上確認できる。)			
		d	7.0	出来形管理がやや不備である。(該当項目が60%未満しか確認できない。または監督員が文書で改善指示を行った。)			
		e	6.0	出来形が不備である。(規格値を越えるものがあり、契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。)			
評点				確認事項集計(%)		0	0

注. 上記項目は、監督員の確認評価と同じ項目があるが、現地立会い写真、写真等による確認等が異なるため必ずしも同じ評定とはならない。

『 3-2　品　　質 』　　(検査員)

項目		判定		判定基準 (施工材料及び材料等品質管理の適否)	
				品質管理状況	備考
出来形及び出来ばえ	品質	a	12.0	品質管理が適切である。(該当項目が90%以上確認できる。)	
		b	11.0	品質管理がほぼ適切である。(該当項目が80%以上確認できる。)	
		c	10.0	品質管理が普通である。(該当項目が60%以上確認できる。)	
		d	8.0	品質管理がやや不備である。(該当項目が60%未満しか確認てきない。または監督員が文書で改善指示を行った。)	
		e	4.0	品質管理が不備である。(契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。)	
評点				確認事項集計(別紙参照)　(%)	

注1．確認事項については、品質管理チェックリストにより検査員の確認により行う。

品質管理チェックリスト （検査員）

（設備工事）

工 種		確　　認　　事　　項	確認事項判定 実施個数	確認個数
1．設備工事	検査	□①品質や性能確保のための製作･施工着手前の容量、構造、強度計算等の技術検討が十分実施され、内容が確認できる。		
		□②材料、部品等の品質、性能がミルシート、成績書等で確認でき、仕様書を満足している。		
		□③溶接、塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく外観も良好である。		
		□④機器の機能、性能管理が設計図書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。機器の品質、機能、性能が成績書等で確認でき、仕様書を満足している。		
		□⑤操作制御関係が、所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき満足している。		
		□⑥設備の総合機能が設計図書のとおり確保され、総合試運転等で内容が確認でき、満足している。		
		□⑦関連工事との仕様の確認、調整が十分に行われている。		
		□⑧耐久性への配慮がよい。 （例）･高湿度、高温度、腐食環境等の現場条件に対する配慮。 ･その他		
		□⑨安全性への配慮がよい。 （例）･回転部の保護、巻き込み防止等の対策 ･充電部の保護（感電）対策 ･機器製作工程における切断面のバリ取り ･高所点検歩廊･架台、開口部等への転落防止策 ･管理動線におけるサポートやバルブ等の飛び出しの除去、または頭上注意表示、クッション材の取り付け等の危険防止処置 ･開口蓋の荷重表示 ･天井クレーンの試験用ウエイトの据付場所明示 ･危険個所･操作注意個所での適切な標記、表示 ･その他		
		□⑩信頼性への配慮がよい。 （例）･誤操作の場合の安全側の動作（設計上の配慮） ･異常発生による連鎖を阻止するシステム ･安全･保護装置の動作時における復旧容易な構造、方法 ･その他		
		□⑪運転操作性 に対する配慮 （例）･機器の操作性簡単で、ヒューマンエラーを起こしにくい構造 ･表示器、計器類及び調節計の確認、操作が容易な配置 ･管理動線から操作性のよい現場盤等の設置、容易に確認できる計器類の配置 ･その他		
		□⑫将来改良、増設、更新等の配慮がよい （例）･配線等工事スペースの配慮 ･その他		

工　種	確　　認　　事　　項		確認事項判定 実施個数	確認個数
設備工事（続き）	検査	□⑬維持管理の配慮がよい （例）・日常点検が容易な点検窓等の考慮 ・給油作業が容易な給油口の設置位置考慮、集中給油等 ・盤内の端子取り合い部における線番号、タイマー等の用途名板の設置 ・部品交換用のスペースの配慮 ・定格銘板等の見やすい位置への取り付け ・機器名称、番号の統一等、他工事や既設との調整 ・サンプリング口の考慮 ・維持管理通路の確保 ・機器回りでの日常点検用点検スペースの設置 ・各種計器、バルブ、照明灯、散水栓等の管理上適切な位置、向きでの設置 ・共通の交換部品の採用 ・機器の並びと操作盤の操作スイッチの配置等の統一、他工事との調整 ・ハンドル、バルブ等の操作表示板の設置（必要な場合） ・配管、配線の種別・流れ等の表示（必要な場合） ・その他		
		□⑭完成図書が充実している。 （例）・管理基準値表の整備 ・工事固有の取扱説明書の整備 ・機能（性能）が容易に判別できる資料 ・故障時の対応について連絡先・担当が明確 ・その他		
		□⑮その他		
2．その他工事	検査	□①その他 一つの工事中に設備工事以外の工種を含む場合、別途土木・建築工事品質管理チェックリスト（検査員）より必要な確認事項を選定して確認する。		
確　認　計		a　確認対象項目数　（　　） b　確認項目数　　（　　） b／a　×　100　＝　　％	0	0

『 3-3　出 来 ば え 』　　(検査員)

項目		判定		判定基準 (構造物等仕上げ状況の適否)	
				仕上がり状態	確 認 事 項
出来形及び出来ばえ	出来ばえ	a	11.0	仕上げ及び美観がよい。	別紙確認リスト該当項目が90%以上確認できる。
		b	10.0	仕上げ及び美観が概ねよい。	別紙確認リスト該当項目が80%以上確認できる。
		c	9.0	仕上げ及び美観が普通である。	別紙確認リスト該当項目の60%以上確認できる。
		d	7.0	仕上げ及び美観がややよくない。	別紙確認リスト該当項目の60%未満しか確認できない。
		e	6.0	仕上げ及び美観がよくない。	仕上げ及び美観が悪いため、手直しを要する。
評点				確認事項集計 (別紙参照)　(%)	

注1．確認事項については、別紙出来ばえ項目チェックリストにより行う。

出来ばえ項目チェックリスト (検査員)

(設備工事)

工　種	確　認　事　項	確認事項判定 実施個数	確認個数
1. 設備工事	□①各種検査、確認での指摘も少なく、手直しも良好である。		
	□②仕上がり状態が良く、全体的な美観、機能的意匠に優れている。全体的な収まりがよい。		
	□③振動、騒音を抑え、動きもスムーズで、総合的な機能、運転性能が優れている。		
	□④溶接、塗装、組み立て等細部にわたる配慮がよい。主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。 (例)・盤内器具、配線等の整理整頓、系統分け ・ピット部配線の整理整頓、系統分け ・その他		
	□⑤構造物とのすりつけがよい。 既設設備や構造物への損傷がない。		
	□⑥制作上の補修痕跡がない。		
	□⑦完成図書の構成がよく、見やすい。 (例)・目次整理、分冊方法等 ・その他		
	□⑧その他		
2. その他工事	□①その他 一つの工事中に設備工事以外の工種を含む場合、別途土木・建築工事出来ばえ項目チェックリストより必要な確認事項を選定して確認する。		
確　認　計	a　確認対象項目数 (　　) b　確認項目数　(　　) b／a × 100 ＝　　%	0	0

『5-1　総 合 能 力』　　(検査員)

項目		判定		判定基準 施工及び工法の優れた技術力及び能力として評価する。)	
				総合能力状況	備考
創意工夫等	総合能力	a	5.0	総合能力が非常に高い。 (別紙評価調査表の確認項目が7項目以上確認できる。)	☆確認評価数は、内容を勘案して評価する。 □高度な技術力で評価するほどでないが、企業の工夫やノウハウにより、特筆すべき便益があればその他で抽出記載する。 □設計変更の対象としない、工法や施工段取り等で軽微な行為を評価する。 □ 総合能力には「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫であるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルをまとめて評価する。
		b	4.0	総合能力が高い。 (別紙評価調査表の確認項目が5～6項目確認できる。)	
		c	3.0	総合能力がやや高い。 (別紙評価調査表の確認項目が3～4項目確認できる。)	
		d	2.0	総合能力が認められる。 (別紙評価調査表の確認項目が1～2項目確認できる。)	
		e	1.0	上記aからdに該当しない。 (別紙評価調査表の確認項目がない。)	
評点				総合能力評価チェックリスト(監督員)参照	

注.評価にあたっては、別紙監督員の評価調査表を再確認のうえ評価するものとする。

＊ 工事の難易度について別表1及び2表(考査表)が当該担当係長から提出されたものについては、下記のとおり評価を加点する。

但し、評価調査表で調査された項目については、調査評価表からその項目について削除する。

① 考査結果がAの場合は、評価を2段階上げるものとする。(d→b) 最大はaとする。

② 考査結果がBの場合は、評価を1段階上げるものとする。(d→c) 最大はaとする。

総合能力評価チェックリスト

* 監督員は、検査に際して当該評価調査表を作成し、検査員に提出するものとする。
* 確認場所の記載は、項目で評価した場所について○を記入する。 (監督員)

工事の難易度等の評価調査表

項目	確認場所				
	施工性	品 質	安全性	作業環境	その他
準備･後片付け					
□1 測量･位置出しにおける工夫					
□2 その他(理由:)					
施工関係					
□3 施工に伴う器具･工具･装置類の工夫					
□4 コンクリート二次製品の利用等、代替え材の適用と工夫					
□5 土工、地盤改良、橋梁仮設、舗装、 コンクリート打設等の施工関係の工夫					
□6 部材･機材等の運搬･吊り方式等を含む施工方法の工夫					
□7 電気工事等の配線、配管等での工夫					
□8 給排水、衛生設備工事等の配管･ポンプ類の凍結防止、 つなぎ等の工夫					
□9 照明･視界確保等の工夫					
□10 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫					
□11 運搬車両･施工機械等の工夫					
□12 支保工、形枠工、足場工及び仮桟橋、覆工板、山止め等の仮設工関係の工夫					
□13 施工管理及び品質向上等の工夫					
□14 組み立て手順の工夫					
□15 機器配置の工夫					
□16 機器･材料梱包等の工夫					
□17 設備の耐久性への工夫					
□18 設備の安全性への工夫					
□19 設備の信頼性への工夫					
□20 設備の運転操作性への工夫					
□21 設備の将来改良、増設、更新等への工夫					
□22 設備の維持管理性への工夫					
□23 その他 (理由:)					
品質関係					
□24 集計ソフト等の活用と工夫					
□25 土工関係の工夫					
□26 コンクリートの打設関係の工夫 (材料、打設、養生、出来高品質等)					
□27 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等使用材料の工夫					
□28 配筋、溶接作業等に関係する工夫					
□29 その他 (理由:)					
安全衛生関係					
□30 安全仮設備等の工夫 (落下物、墜落、挟まれ、看板、立ち入り禁止柵、手摺、足場等)					
□31 安全教育、技術向上講習会等、教育、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫					
□32 現場事務所、労働者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫					
□33 有毒ガス･可燃性ガスの処理及び粉塵防止対策や作業中の換気等の工夫					
□34 使用中の道路等の事故防止及び一般交通確保等のための工夫					
□35 苦渋作業等の作業環境提言等の工夫					
□36 ゴミの減量化、アイドリングストップの履行等の地球環境への工夫					
□37 その他 (理由:)					

工事の難易度等の評価調査表						
項　　目	確　認　場　所					
	施工性	品　質	安全性	作業環境	その他
施工管理関係					
□38 盛土の締め固め、場所打ち杭や既成杭の施工高さ等の施工に関する工夫					
□39 施工計画書及び写真管理等の工夫					
□40 出来形、品質と計測関係の工夫及び集計、管理図等の工夫					
□41 ＣＡＤ（図画器）、施工管理ソフト、土量管理システムの活用					
□42 その他（理由：　　）					
その他					
□43 難易度等の技術力が評価できる場合（別紙難易度評価基準参照）					
□44 その他（理由：　　）					